

2 外部監査公表第 1 号（令和 2 年 4 月 2 日付 福岡市公報第 6662 号公表）分
（福岡市学校教育に関する財務事務について）

IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

（1）「第 1 次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見IV-1-(1)-1】学生サポーター制度活用について 学生サポーター制度活用の目的は、 i) 福岡市の学校教育活性化のため、大学生とのふれあいにより豊かな心を育むとともに、よりきめ細かな指導に対応する。 ii) 大学の推進する地域連携や地域貢献の実現を図る。 iii) 大学生の資質や能力の向上を図る。 ことが目的である。 市としては、当該事業の成果指標を派遣学校数としており、その数には大きな減少は見られないが、説明会開催大学数を増やした平成 28 年度を例外として、学生サポーター制度に参加する学生数は減少する傾向にある。 受け入れた学校も、小学校は 144 校のうち 86 校、中学校は 69 校のうち 12 校、高校は 1 校のみにとどまっている。 また成果指標として派遣学校数が挙げられているが、大学生を派遣することが当該事業の目的ではなく、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上にある。よって教員と大学生の両者に対するアンケートによる、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上度合いを測る指標とすることが望ましい。 （改善提案） 福岡市としては積極的に学生サポーター	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 令和元年 1 1 月に、学生サポーターに参加した学生に対して、制度や活動全般についてのアンケート調査を実施した。 令和 2 年度は、学生サポーター制度の目的を達成するために幅広く意見を聞くという観点から、学生サポーターに参加した学生だけではなく、当該学生を受け入れた学校の教員に対し令和 3 年 2 月にアンケート調査を実施した。 また、学生サポーターを対象にしたアンケートの結果を取りまとめ、学生サポーターの実態や改善点等を共有することとした。

制度を活用し、派遣学生数と派遣学校数の増加に努められたい。 まずは学生サポーターに参加した大学生にアンケートを取るなど、大学生が学生サポーター制度に感じる不満がないか、改善点がないかを把握することについて検討されたい。 アンケートについては教員と大学生両方からとることが望ましい。教員からは学校教育がどのように活性化されたのか、学生サポーターが教員の過度な業務負担となっていない（「教員の補助」となっているか）かについて、大学生には学生サポーター制度へのアンケートのほか、自らの資質や能力の向上が実現できたかについてアンケートをとることが望ましい。 （教育委員会教育支援課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-2】学校図書館における標準冊数の未達成について 文部科学省では、「学校図書館図書標準」という、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数を定めている。 そこで福岡市の各小学校及び中学校の学校図書館図書標準の達成率を調査したところ、いずれの学校も 90%を超えていたが、監査対象年度において 100%を達成していないのは、小学校が 10 校、中学校が 1 校であった。そのうち、4 年連続で未達成の小学校が 1 校、中学校が 1 校、3 年連続で未達成の小学校が 2 校、2 年連続で未達成の小学校が 1 校あった。 （改善提案） 除籍や児童学生数の増加により、一時的に蔵書数が学校図書館図書標準の 100%未満となることはやむを得ないが、複数年継	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 複数年継続して 100%に達していない学校については、ここ数年にわたり学級が増加している状況である。こうした学校に対して、学級増を見通した蔵書の配置に努めていくよう指導していくこととした。

続して 100%を達成していない状況も見受けられるため、各学校図書館の蔵書数が学校図書館図書標準の 100%達成状況を維持できるように努められたい。 (教育委員会学校指導課, 教育支援課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-3】 図書の廃棄（除籍）について 学校図書は情報が古くなったものについては一定のルールに基づいて廃棄し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。また紛失した図書についても除籍し、必要であれば新しい図書を購入しなければならない。 そこで各学校の平成 27 年度から監査対象年度までの除籍冊数を把握したところ、多くの学校で毎年度継続的に除籍が行われていたが、複数の学校において複数年にわたり除籍が行われていなかった。 4 年間連続して除籍がない小学校は 1 校、中学校は 3 校。3 年間連続して除籍がない小学校が 5 校。2 年間連続して除籍がない学校も散見された。そのような学校については、複数年に 1 回、まとめて大量の除籍が行われる傾向にあり、毎年度除籍の要否が検討されているのか疑問である。 (改善提案) 学校図書は情報が古くなった図書や紛失した図書を除籍し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。 除籍が複数年継続して行われていない学校においては蔵書の点検を行い、適切に除籍するよう指導されたい。 (教育委員会学校指導課, 教育支援課)	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 令和 2 年 6 月、各学校に「図書館整備状況調査」の依頼をする際に、合わせて、「毎年、蔵書点検を行い、計画的に除籍・購入をすること」を通知した。また、廃棄の目安として、「学校図書館廃棄基準」を示した資料を配布した。 除籍が複数年継続して行われていない学校においては、個別に理由を聞き取り、必要に応じ、適切に除籍するよう指導することとした。

【意見Ⅳ-1-(1)-4】学校司書の配置について 監査対象年度における学校司書の配置数は36人、小学校への配置率は50%、中学校については月1日の支援という配置状況であった。 他の政令指定都市では配置率100%の事例もあることを考慮すると、十分な配置状況にはないと考えが、令和元年度より学校司書を7人増員して43人とし、小学校140校（配置率97.2%）、中学校65校（配置率94.2%）に配置することとした。 しかしながら、中学校への配置は、以前の月1日の支援から月2日の配置に変更されたもので、「すべての学校に1名配置」という他市と比較して、福岡市では月2日で学校司書の業務が十分に果たせるとの合理的な説明がなかった。 また監査対象年度と比較して令和元年度の配置では、一人当たり小学校2校の担当が、小学校3校もしくは4校に増えている。そこに中学校が月2日の配置になったことを考慮すると、学校司書の勤務時間を増やすべきであるが、勤務時間に変更はなかった。よって1校当たりの学校司書の勤務時間は監査対象年度よりも減少していることとなり、学校司書の配置には改善の余地がある。 （改善提案） 当事業の成果指標である「学校図書館利用状況及び読み上げ冊数（中学校）」は平成27年度より目標を達成できておらず、全国平均よりも低い状況であり、中学校生徒の学校図書館利用の促進は重要な課題である。 しかし中学校への配置は月2日の配置で	【他の方法で対応（令和3年10月1日通知）】 学校司書については、まず、小学校段階において、児童に読書習慣を身に付けさせることが、その後の中学校での読書習慣の育成につながるという考えのもと配置を行っている。 令和3年度は、担当校の中で学校の実情に合わせて配置日数を変えるなど、学校司書の効果的な配置に努めていく。成果指標の達成に向け、学校司書の配置人数や配置時間数について、今後も引き続き検証していく。
--	--

あり，学校司書の業務が十分に効果を上げることが出来る日数か疑問である。成果指標の達成にはどの程度の配置人数が適切であるか検討されたい。 また，１校あたりの配置日数を他の政令指定都市と比較すると，他の政令指定都市では週２日～週５日であるのに対し，福岡市では週１日の配置となっている。 他市でも複数校を担当している学校司書はいるが，２校に１名配置という事例がほとんどであり，１人が小学校３校，中学校２校を担当する福岡市の学校司書の分担は他市と比較すると明らかに過重である。 ５校を担当する学校司書よりも１校を担当する学校司書のほうが働き方としては望ましいし，その職務による学校図書館への効果も高くなると思われる。 学校司書の担当としては学校図書館の利用促進のため，学校図書の充実のため，さらに学校司書を配置すること，１校当たりの配置時間数を増やすことについて検討されたい。 （教育委員会小学校教育課，中学校教育課，教育支援課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-5】スクールカウンセラーの勤続年数について 監査対象年度において，SCは福岡市による登録制ではなく，福岡県臨床心理士会に４６名の臨床心理士を紹介してもらうことで確保している。 ４６名のSCは嘱託員として勤務することになるが，「スクールカウンセラー就業要綱」によれば，１年を超えない範囲で更新できるとされているが，複数年の継続した勤務は認められていない。 SCは臨床心理士などの資格が必要であ	【措置済（令和３年４月９日通知）】 会計年度任用職員制度への変更に伴い，令和２年度より，公募制に切り替え，原則として連続４回までを上限に再採用を行うことができることとした。 更に，学校の規模などを基に，SCを複数名配置する学校を設定し，業務量の平準化を図っている。 今後も，SCの欠員がでないよう，処遇改善に努めていきたい。 ※SC：スクールカウンセラー

り、平均で 126 日ほどの勤務が必要であるにもかかわらず、複数年の継続した勤務が認められないのであれば、近いうちに SC となる福岡市内の臨床心理士が不足する可能性がある。 この点について福岡市では、令和元年度より会計年度任用職員への制度変更（給与体系、処遇など）に伴い、SC の欠員がでないよう、関係課と協議中であるとのことであった。 （改善提案） SC の人員は児童生徒数を基準として決められているが、対応する相談件数などが増加すれば、配置日数の増加が必要となる可能性がある。一人当たりの勤務日数を減らすか、複数年の継続勤務を認めるか、いくつかの対応が考えられるので、臨床心理士が SC として応募し、勤務しやすい制度を検討されたい。 （教育委員会教育相談課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-6】スクールソーシャルワーカーの配置について 福岡市では平成 30 年度から、SSW を 69 の全ての中学校区に 1 名ずつ配置することとしている。 それぞれの中学校区には複数の小学校が SSW の担当小学校として割り当てられており、中学校区内の中学校及び小学校を巡回して相談等を受け付けている。 しかし、中学校区によって児童生徒数にはかなりのばらつきがあり、相談件数についても同様である。介入件数は配置された SSW の経験や能力によって差が出るため、介入件数も中学校区により大きく異なっている。 SSW は週 4 日勤務の月給制であるため、	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 令和元年度より、正規職員として採用した 7 名の SSW を各区に配置し、嘱託 SSW に対し、指導助言を行う体制を作った。このことから、嘱託 SSW は、業務について、より相談できるようになり、中学校区によって対応に差がつかないように、また、業務量による嘱託 SSW への負担が大きくなるようにした。 ※SSW：スクールソーシャルワーカー

できる限り相談件数や介入件数に差が出ないような工夫をしなければ、中学校区によって対応に差がついたり、過重労働の原因となる可能性がある。 (改善提案) SSWは児童生徒何名当たりの配置日数を決めて、どのように中学校区を分担するか決定している。SSWによって相談件数や介入件数を同じにすることは困難であるが、1人1中学校区ではなく、複数中学校区を複数のSSWが担当、一つの中学校区を二人で担当といった、SSWの業務量平準化のための配置を検討することが望ましい。 (教育委員会教育相談課)	
【指摘事項Ⅳ-1-(1)-1】提案競技資料の廃棄誤りについて 福岡市では、NSを市内の中・高・特別支援学校に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）」と「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）」として、平成27年度にプロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。 プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。 そこで福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について（通知）」（財政局財政部契約監理課長）を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。 そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役	【措置済（令和3年4月9日通知）】 提案競技資料は、保存年限が5年の契約関係書類として、令和2年度より、契約担当課である学務支援課にて保管を行うこととした。 ※NS：ネイティブスピーカー

員名簿」と「直近の決算２年分の財務諸表の写し」がなかった。 その理由を質問したところ、当時は入手したものの、保存年限を誤り、既に文書を廃棄している、とのことであった。 (是正の方向性) 「役員名簿」と「直近の決算２年分の財務諸表の写し」は保存年限にわたり、適切に保存されたい。そもそも「役員名簿」と「直近の決算２年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。 (教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-7】ネイティブスピーカー派遣予定時間について 監査対象年度において、NS 委託業務（東部ブロック）の中学校の実績派遣時間が 17,418 時間と、予定派遣時間 19,285 時間に対して少なくなっている。西部ブロックは実績が 16,807 時間と、こちらも目標 19,075 時間に対して少なくなっている。 原因について質問したところ、「NS の緊急帰国や体調不良による年度途中での交代が多く、後任 NS が決まるまでに配置できていない学校があったこと、また、学校との調整がつかず、年度当初に予定していた曜日に配置できない時の補填が困難であったため。」とのことであった。 また特別支援学校と高等学校について、ほとんど派遣実績がないのは、特別支援学校及び高等学校においては、学校の要望に応じて実施することとなっているが、それぞれ派遣の要望が少なかったためである。 中学校においては学校からの希望制ではなく、予定時間がカリキュラムに組み込ま	【措置済（令和３年４月９日通知）】 令和３年度からの契約を委託契約から派遣契約とすることとした。 契約内容を学級ごとの年間目安時数ではなく、年間配置日数とすることで、実績確保ができるようにすることとした。 特別支援学校と高等学校への派遣については、これまでの実績をもとにして配置日数を決め、固定した派遣とすることとした。 ※NS：ネイティブスピーカー

れているのであるから当然に予定どおり派遣すべきであった。NS の緊急帰国や体調不良による年度途中での交代はありうるからこそ、そのような欠員の際の対応もプロポーザルの評価に組み込まれている。 NS 委託業務については、単に派遣実績時間数に応じて支払を行う契約ではなく、配置計画や派遣体制、学校との協議、目標達成努力等、総合的な運用も含めた業務を実施する契約となっている。 (改善提案) 特別支援学校と高等学校は学校側からの希望制であり、要望が少なかったという事情があるものの、委託料を支払う以上は、派遣実績を仕様に近づける必要がある。また過去から要望が少なかったのであるから、契約継続の際に委託料の試算に反映させ、委託料の積算見直しを含めて検討される必要があったものと思われる。 また中学校についてはプログラムに組み込まれている以上、予定とおりに派遣されるか、予定どおりに派遣される見込がないのであれば、契約内容やあり方などについて前例踏襲するのではなく、再考される必要があったと考えらえる。 NS 委託業務は重点事業であり、仕様どおりの目安時間に沿った実績確保ができるように事務手続の進め方や、委託内容について、所要の見直し等をされたい。 (教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-8】特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について 特別支援学校と高等学校への NS は希望制であり、学校から要望があれば派遣されることになっている。 特別支援学校で外国語科の学習は、児童	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 【意見Ⅳ-1-(1)-7】にて回答。

の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて個別に指導計画を立てて行われている。外国語科の学習や NS の配置が必要かどうかは、学校の個々の状況を考慮して学校長が判断することが出来るように要請による派遣とされている。 また、高等学校においては、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるため、一律に「各学級に週 1 回」という配置形態は実態に合わないため、要望による派遣とされている。 学校から要望があった場合に派遣するのでは、業務を受託した業者も予定を立てるのが困難であるし、仕様書に記載する予定派遣時間を見積もるのも困難である。実際に特別支援学校への NS 派遣時間は東部が 180 時間、西部が 29 時間であるのに対し、仕様書の予定派遣時間は東部が 1,270 時間、西部は 790 時間であり、実績と合わない見積りとなっている。 (改善提案) 特別支援学校については NS の派遣の要否を再検討し、予定派遣時間を見直されたい。実情から、学校からの要望による派遣を変更することは出来ないと思われるため、NS 委託業務から外し、代わりにゲストティーチャーを派遣することも考えられる。ゲストティーチャーの多くは NS であるし、時間単位での報償費が支払われるのであるから、学校からの要望による派遣にも対応ができるのではないかとと思われる。 高等学校は、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるのであるから、一律に「各学級に週 1 回」という配置で予定派遣時間を見積もる必要はない。その結果、現状では予定の半分程度しか派遣されてい	
--	--

いので、学科ごとに派遣の可否を再検討し、適切な予定派遣時間を見積もられたい。 (教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-9】学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について 学校ネットパトロール事業における成果指標には①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数と②啓発資料を活用した学校数の二つがある。 ①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数の目標値は225校に対して132校、②啓発資料を活用した学校数は225校に対して95校といずれも目標を大幅に下回る実績値であった。 その理由について質問したところ、市の見解は、①については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないため、「役に立った」とする学校数が目標に届かなかった。」、②については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないため、啓発資料を活用した学校数が目標に届かなかった。」とのことであった。 しかしながら、学校から回答を得る際に、学校ネットパトロール事業が「役に立った」と回答しなかった学校及び啓発資料を活用したと回答しなかった学校から、その理由を聞いておらず、学校ネットパトロール事業が役に立っていないもしくは啓発資料を活用していないと回答した学校が多かった理由が、教育委員会の見解のとおりであるか不明である。 本来、検知の多寡とかかわりなく、学校の指導や啓発資料の活用は行わなければな	【措置済（令和3年4月9日通知）】 学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、令和元年度末のアンケートにおいて、その理由を明記してもらった。 「検知の少ない学校は、指導する機会が少ない」ことが、1つの理由として挙げられたが、有効な指導や啓発資料を活用しなければ、将来的には検知が増える可能性があることを指摘し、児童生徒の指導に啓発資料を活用するように各学校に指導することとした。

らないし、検知が少ないことで啓発資料を活用しないのであれば、将来的には検知が増える可能性がある。 (改善提案) アンケート等で事業の目標に対して否定的な回答を得る場合には、その理由を明確にしなければ、回答結果に対応した対策を立てることができない。学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、その理由を明記してもらい、具体的な対応に繋げることが望ましい。 特に啓発資料の活用については、検知の多寡にかかわらず活用すべきである。活用していない学校に対しては、活用するように教育委員会として指導するとともに、内容の見直し等も含めて検討されたい。 (教育委員会生徒指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)- 10】ふれあい学び舎事業参加児童数について ふれあい学び舎事業（放課後補充学習会）について、各学校の参加児童数（1回でも参加したことがある児童数）を把握したところ、学校によって参加児童数に著しい偏りが見受けられた。 数百人の児童が勉強会に参加したことがあると回答した学校（最多は203名が参加した千代小学校）もあれば、数名の児童が参加したに留まった学校（最少は7名が参加した春吉小学校、志賀島小学校、南片江小学校、曲渕小学校）もあった。 一方で学習支援リーダーと学習支援員による事業実施時間数は参加した児童数と比例していない。放課後補充学習会は週2回程度開催されることとなっているが、参加	【措置済（令和3年10月1日通知）】 学習内容については、算数科を中心としているが、参加児童の実態に応じて、国語などの教科や宿題に取り組むことができるようにしている。 参加児童の延べ人数については、実態把握のため、集計していくようにすることとした。 なお、令和2年度は参加児童数を増やすため、年間の実施時間や指導員の数を増加し、各学校の受入体制の充実を図るようにしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、事業を1年間休止とした。 また、令和3年度についても休止を継続するが、受入れ体制を含めた今後の事業のあり方については、引き続き検討していく。

児童数が1名でも開催されるので、参加児童数が少なくとも所定の報償費が支出されることになる。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなっており、参加児童数が少ないことを理由に学習支援リーダーもしくは学習支援員どちらかが単独で開催することは出来ない。 参加者に著しい偏りがあれば、各学校によって児童の学力に大きな差が付きかねない。また、同じ事業費であるにもかかわらず、各学校によって事業の効果に著しい差が生じるのは望ましくない。 (改善提案) 教育委員会および参加児童数が少ない小学校は、放課後補充学習会に参加する児童を増やすための対応を取られたい。 現状、週2回の学習会が開催されることとなっているが、1回でも参加したことがあると回答した児童数はほとんどの学校で数十人程度であり、かなり少ない。今後も週2回の学習会を開催するのであれば、教育委員会と小学校から、保護者への放課後補充学習会についての周知に努め、児童にも積極的な参加を呼び掛けられたい。開催する場所についても、児童が参加しやすいように学校施設を利用することが望ましい。 また、現在は算数のみの学習会であることから、児童が希望する科目が他にあれば、その科目に変更することも視野に入れて、参加児童数の増加に努められたい。 現状では、参加した児童の延べ人数が集計されておらず、ふれあい学び舎事業の実態が不明であるので、延べ人数についても	
--	--

把握されたい。 (教育委員会学校企画課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-11】学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について 児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなっている。参加児童数が多い場合には、学習支援リーダー1名と2名の学習支援員によって開催されることもある。 また学習支援リーダーは学校との打ち合わせもあるので、学習支援員よりも従事時間が多いことが想定される。 しかしながら、学校によっては学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。例えば、高木小学校では、学習支援員の従事時間が237時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は40時間である。また、筥松小学校では、学習支援員の従事時間が241時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は62時間であった。 いずれも理由としては「学習支援リーダーが体調不良により参加できていない時期」があるとのことであった。学習支援員の従事時間に対して極端に少ない従事時間を考慮すると、体調不良の期間がかなり長期間に渡っている可能性も否定できない。体調不良で参加できない場合には、他の学習支援リーダーの応援を受けるか、どうしても体調不良の時期が長期間にわたるのであれば学習支援リーダーの交代も検討すべきである。 また学習支援リーダーと学習支援員の合計従事時間が少ない小学校も散見された。週2回の開催と準備時間も含めて1回当た	【措置済（令和3年4月9日通知）】 各学校においては、学習支援リーダーと学習支援員の活動時間と内容が記載された「活動報告書」を、毎月、教育委員会へ提出するようにしている。 提出される月ごとの活動時間を確認し、従事時間が極端に少ない学校については理由を確認し、改善が必要な場合は指導や支援を行っていくこととした。

り3時間の従事時間を想定しているとのことであるが、100時間程度の学校が散見された。 参加する児童が少ないことで開催できなかったことも考えられるが、95名の参加児童がいるにもかかわらず、従事時間は164時間となっている西都小学校の事例もある。一方で20名程度の参加児童数で400時間～500時間の学校もあり、現状では、学校によって放課後補充学習会の開催状況に大きなばらつきがあると思われる。 (改善提案) 学習支援員の従事時間に対して、学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。そのような学校では、多くの学習会が学習支援員のみで開催されている可能性がある。学校との打ち合わせが適時に行われ、それが学習会に活かされているか、児童保護の観点から学習支援リーダーと学習支援員による複数名で開催されているか、実態を把握し、改善が必要な学習会があれば指導されたい。 また体調不良により、十分な時間を従事できない学習支援リーダーや学習支援員が居る場合には、他の学習支援リーダーや学習支援員の応援を求めることが出来る体制を構築しておくべきである。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることについて特に留意されたい。 加えて福岡市が想定している開催回数と時間数を比較すると、かなり放課後補充学習会の従事時間が少ない小学校も散見される。参加児童が少なくないが、従事時間が少ない小学校もあるので、実態を把握し、	
--	--

適切に学習会が開催されているか確認されたい。 (教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-12】みんなの学習クラブを利用していない学校について みんなの学習クラブは、児童生徒の学力向上を推進するために導入された、学習教材の配備システムである。小学校1年生から6年生までの算数教材、中学校1年生から3年生までの数学教材、小学校1年生から6年生までの国語教材を提供するシステムであり、教員がダウンロードしてプリントアウトすることで、授業時間や補充的な学習の時間などで活用することが出来る。教員の教材準備期間の短縮にも資するシステムである。 しかし、委託業者からの報告書によれば、みんなの学習クラブを利用していない、もしくは、ほとんど利用していない小学校及び中学校が散見された。 大池小学校、塩原小学校では、システムへのログインそのものがなされていなかった。年間のログインの最多回数は筥松小学校の443回であったが、ログイン10回以内の学校は小学校23校、中学校38校であった。また印刷して教材として使用しているかどうかは印刷回数として集計されるが、印刷回数が0回となっている小学校は11校、中学校は31校であった。これらの学校ではログイン実績はあるものの、教材としては活用していないことになる。特に中学校では69校のうち、31校が教材を印刷していないので、活用していない割合が高いと言える。 また、活用していない学校に対しては、その理由を教育委員会が調査しているが、利	【措置を行わない（令和3年10月1日通知）】 電子教材の活用に関するアンケートについては、理由を選択するだけでなく、具体的な理由も記述することができるよう、様式の変更を検討する予定であったが、「みんなの学習クラブ」については、令和2年度末をもって活用を終了しているため、措置を行わないこととした。

用していない理由を選択式で回答するものであった。みんなの学習クラブを利用していない学校について、利用していない理由や利用を促進するための対策は、それぞれの学校で異なると思われるが、利用していない理由を選択するアンケートのみでは具体的な理由は不明であり、どのような対策を取ればいいのかを把握することは出来なかった。 (改善提案) 利用しない理由など、否定的な回答を想定したアンケートについては、理由を選択する方式だけではなく、具体的な理由を記述するように工夫されたい。具体的な理由を把握することで早期の対応も可能になると思われる。 システムの活用には学校における努力や環境作りが重要であるが、学校に対するアンケートを閲覧したところ、「教材の内容が指導に合致しない」という選択をした学校が散見された。利用していない、もしくは利用が少ない学校に対して、活用促進を求めるのはもちろんであるが、みんなの学習クラブで配備される教材内容を見直すなど、より活用してもらえる環境作りに努められたい。 (教育委員会学校企画課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-13】中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて 中学校では「みんなの学習クラブ」を利用している学校が少なかった。69校の中学校のうち、国語と数学を利用している中学校は24校のみで、24校にはアクセスしかしていません。カウニングしているため、実態として活用している中学校はさらに少な	【措置済（令和3年10月1日通知）】 「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D.B.」については、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、整理を行い、教育現場の効率化につながるよう、検討する予定としていたが、結果、「みんなの学習クラブ」については、令和2年度末をもって活用を終了した。 「Studyaid D.B.」については、福岡

いと思われる。 利用していない理由は中学校によって色々と異なるが、別のソフトウェアとして「Studyaid D.B.」を導入していることも理由の一つとして挙げられる。 「みんなの学習クラブ」の利用対象は児童生徒であり、自分の課題に合わせて自学等ができるようになっている。一方「Studyaid D.B.」の利用対象は教員であり、教材作成を行うためのソフトである。 「みんなの学習クラブ」が有する問題の検索・選択、編集、印刷機能と同様の機能を有する別システムの使用を許容する状況では、導入した「みんなの学習クラブ」を十分に活用するよう要望することができない可能性がある。 (改善提案) 「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D.B.」は想定されている利用対象が異なるものの、同じ機能を有している。それぞれの利用方法や利用実績を把握、再整理して、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、教育現場の効率化に資する利用方法を検討されたい。 (教育委員会学校企画課)	TSUNAGARU cloud にアクセスすることによって、各中学校において、容易に利活用することができるようにした。
【意見IV-1-(1)-14】成果指標の達成について 当事業の成果指標には学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合が挙げられている。小学校の目標値は 90%、中学校の目標は 88.5%である。 しかし、いずれの成果指標も達成できておらず、特に中学校については平成 27 年度からほとんど成果指標の実績に向上が見られない。 当事業の「ふれあい学び舎事業」は小学	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 成果指標の達成については、学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合が、小学校、中学校ともに目標値を達成できていないことをふまえ、児童生徒一人ひとりの課題に応じた学習指導を充実させるため、「ふれあい学び舎事業」や「電子教材の活用」などについて、検討を行う予定としていたが、結果、「ふれあい学び舎事業」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年度についても休止を継続、「み

校児童向けの事業であるし、「みんなの学習クラブ」についても中学校の利用率は低い。 (改善提案) 各学校では、自校の学力の課題を踏まえて、学力向上推進プランを作成し、学力向上のために努めてきたところではあるが、指標の向上が見られないことから、新たな対策事業について検討すべき時期であると思われる。 (教育委員会学校企画課)	みんなの学習クラブ」については、令和2年度末をもって活用を終了した。 令和3年度からは、1人1台端末を活用し、AIドリルによる補充学習やデジタル教科書を活用した視覚的で分かりやすい授業、学習支援ソフトの活用により、考えを共有しやすい授業を実施するなど、ICTを活用した学力向上の取組みを推進する。
【意見IV-1-(1)-15】教育カウンセラーの配置について 教育カウンセラーの相談時間は、相談1件につき50分を基本としている。相談内容のパソコンへの入力作業があるため、教育カウンセラー1人が、1日に対応できる相談件数は5件程度である。この1日あたりの相談件数から、1年間(約200日)の相談可能件数を1,000件と算出している。 しかしながら、監査対象年度の相談件数は12,948件であり、一人当たりの相談件数は1,618件と想定との1.6倍ほどとなっている。 教育委員会の増員についての方針は、「一人当たりの相談可能件数が年間1,500件になった時、相談件数の推移や勤務状況など総合的に考えて、増員についての検討を行っていくこととしている。」とのことであったが、平成29年度においても一人当たりの相談件数は1,493件であり、平成30年において増員が必要ではなかったかと思われる。 また、相談可能件数が1,000件に対して、増員の検討が1,500件からというのは合理的ではない。監査対象年度における教育カウンセラーの残業時間、相談可能件数の想	【他の方法で対応(令和3年10月1日通知)】 教育カウンセラーの増員については、令和3年度からスクールカウンセラーが52名から115名へと大幅に増員され、教育カウンセラーに寄せられていた保護者や学校からの相談が、身近なスクールカウンセラーへ移行することが想定されるため、それらの影響も含め、勤務実態や相談件数と共に検討を行う。

定に誤りがあるのか、1,500件の相談件数から勤務実態としてオーバーワークとなっているのか、相談への適切な対応が出来なくなっているのか、またそのすべてが同時に発生している可能性がある。 (改善提案) 監査対象年度の教育カウンセラー一人当たりの相談件数は1,618件であり、教育カウンセラーの増員を検討されたい。 そもそも相談件数の想定1,000件と増員の検討基準となっている1,500件が教育カウンセラーの勤務実態と適合しているのか、再検討が望ましい。 想定の1.6倍の相談件数を勤務時間の増加もなく対応しているのであれば、その実態は教育委員会が想定しているものと異なっている可能性がある。 (教育委員会教育相談課)	
【指摘事項Ⅳ-1-(1)-2】役員名簿の入手漏れについて 福岡市では、ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を市内の小学校（5年生と6年生を対象に）に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）」と「小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）」として、プロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。 プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。 そのため、福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について（通知）」（財政局財政部契約監理課長）	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和2年度契約にかかるプロポーザルからは、契約監理課長通知にて指定された資料を提出させている。今後は、必要書類のチェックリストを作成し、適正化を図ることとした。

を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算２年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。 そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役員名簿」がなかった。 その理由を質問したところ、役員名簿については入手していないとのことであった。 (是正の方向性) 「役員名簿」は提案業者の役員にどのような人物が就任しているかを把握し、発注する自治体と業者の間で利害関係に問題はないか、役員の素性に問題がないか等を確認するために入手する重要な資料であり、もれなく入手されたい。「役員名簿」と「直近の決算２年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。 (教育委員会学校指導課)	
【指摘事項Ⅳ-１-(１)-３】実績報告の合計誤りについて 小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）委託業務の実績報告書は小学校別、特別支援学校別に実施日における実施時間数を記載し、実績時間を報告する書類である。学校別の記載のみでは、毎月の総合計時間数を手で集計しなければわからないため、総合計数を記載する欄があり、その内訳として小学校と特別支援学校の合計時間数を記載することとなっている。しかし、西部ブロックを担当する業者の実績報告書は内訳と合計が一致していなかった。 実績報告書は４月から３月まで毎月報告されているが、４月から３月までいずれも	【措置済（令和３年４月９日通知）】 令和２年度からは実績報告書のダブルチェックを実施し、書類の綴じ込みについても十分にチェックを行っている。

内訳と合計が一致していない。 実績報告書には業者の完了報告書が添付され、完了報告書には検査員と立会人による完了検査印が押印されている。また完了報告書には決裁権者までの承認印が押印されている。 小学校の実績時間と特別支援学校の実績時間が実績時間の総合計と一致しないのは報告書を見れば分かるが、一年間にわたって、受託業者より合計が合わない報告書が提出され、それが承認されたのは適切な完了検査と承認がなされていたとは言い難い。 また東部ブロックの実績報告の綴りには、平成30年8月と平成31年1月の実績報告書に別の業務（ネイティブスピーカー委託業務）の実績報告書が綴られていた。一方、ネイティブスピーカー委託業務の実績報告書には当該業務の報告書が綴じられていた。単なる綴じ込みミスなのか、完了検査と承認が適切に行われていないのかは綴りを見るだけでは不明であるが、第三者によって、適切に完了検査と承認が行われていないのではないかと疑念を持たれないように正確に綴じ込むべきである。 （是正の方向性） 不備のない実績報告書に基づき適切な完了検査を実施されたい。 また、関連書類の綴りには別事業の資料を綴じ込まないように注意されたい。 （教育委員会学校指導課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-16】ゲストティーチャー派遣要綱の制定について 現在、GTについては、要件、派遣内容（授業の支援内容）、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを定めた要綱がな	【措置済（令和3年4月9日通知）】 要綱については、「外国語活動におけるGT（ゲストティーチャー）配置要項」を定め、令和2年4月、各学校に「外国語活動におけるGT（ゲストティーチャー）募集要項」と

い。 講師料について特に定めたものがないため、平成 30 年度における講師料の大幅な値下げについては、担当部署における決裁が行われておらず、予算の問題として取り扱われ、議会の予算承認をもって講師料の引き下げが決定されていた。 予算の問題として取り扱われることで、GT に対する事前相談は行われず、予算が議会で承認されるまでは外部に公表出来ないため、講師料の引き下げと招聘時間の削減を GT に知らされたのは、事業が開始される直前であった。 このような取扱いは、GT にとっては、生活基盤を揺るがす問題であったと思われる。 GT も、福岡市の英語教育を支える一員であり、講師料によって生活をしている市民もいると考えられることから、その要件、派遣内容（授業の支援内容）、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを明文化する必要がある。 一方、日本語指導員については、「日本語指導員派遣要綱」があり、以下のような項目が定められている。 （令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書 P182 参照） （改善提案） GT 一人当たりの講師料は年平均 828 千円と生活基盤となる収入規模である。そのため、平成 30 年度の講師料減額のように、事業開始の直前に講師料や招聘時間の減少を知らされては、講師は生活を守るための活動が出来ない。 派遣に関連する要綱を定め、その変更等については GT の意向や経済状況を把握し、	して、通知した。 また、その内容に変更等が生じた場合は、適時、対象者に理解を求めることとした。
--	---

適時の情報開示により，事前に対象者の理解を得るように努められたい。 (教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-17】食育推進事業の各校における実施状況について 福岡市では，児童生徒・家庭・地域の学校給食や食に関する関心と理解を深めるため，栄養教諭・学校栄養職員が中心となって，学校給食をテーマにした「食育推進事業」を各区，給食センターで実施している。 食育推進事業のうち，「栄養教諭等による配置校，担当校（1，3，5年）での食に関する指導の実施」については，当該事業の活動指標として，すべての小学校，中学校，特別支援学校で実施されることを目標としているが，実際には一部の学校で実施されていなかった。 (改善提案) 栄養教諭等による食に関する指導の実施は，当該事業の活動指標として位置付けられる重要な指導であり，すべての小学校，中学校，特別支援学校で漏れなく実施されたい。 (教育委員会給食運営課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 栄養教諭の増員を図り，令和2年度より，新たな食育推進体制として，栄養教諭未配置校について，原則週1回栄養教諭が訪問し，すべての小学校，中学校，特別支援学校で食に関する指導を充実させることとした。 具体的には，小学校所属の栄養教諭が担当校を訪問し，給食時間等を中心に食に関する指導を行うとともに，掲示物や便りを通して食に関する情報を発信し，児童生徒や保護者の食に関する意識を高めるようにしている。 なお，実施にあたっては，すべての学校で適切に食育指導が行われるよう，適宜，訪問状況の把握に努めているところである。
【意見Ⅳ-1-(1)-18】学習定着度調査項目について 学習定着度調査は平成23年度から平成27年度までは，社会と理科も調査対象とされていたが，平成28年度以降は調査対象から外されている。 学習定着度調査の結果は，各小学校及び中学校にフィードバックされ，各小学校及び中学校が策定する学力向上推進プランに反映されるが，社会と理科が調査対象とされていないため，社会と理科の学力を向上させるためのプランが立てにくい状況とな	【措置を行わない（令和3年10月1日通知）】 学習定着度調査の対象教科については，令和2年度は， ・小学校3年生 算数 ・小学校4・5年生 国語，算数 ・中学校2年生 国語，社会，数学，理科，英語 を予定していたが，新型コロナウイルス感染症の影響により，小学校3・4・5年生の調査は中止した。 令和3年度については，1人1台端末が整

っている。 サンプルとして閲覧した学習向上推進プランにおいても、国語や算数については学習定着度調査の結果が「自校の学力実態」という項目で分析され、分析結果を受けて作成される「学校全体の取組」という項目においても、「日々の授業改善」や「授業を支える日常的な取組」といった内訳項目で、具体的な取組が記載されていたが、社会や理科についての取り組みについては記載がなされていなかった。 (改善提案) 基礎教育修了後の生活においても、社会や理科が国語や算数と同様に重要な科目であることは明らかであり、小学校から社会や理科についての学力向上を推進することは非常に有用かつ有意義である。 よって調査項目に社会や理科を含めることについて検討し、その結果を国語や算数と同様に学校の教職員にフィードバックし、社会や理科も含めた学力向上推進プランを策定し、社会や理科についても一層の学力向上に努められたい。 国語の問題は例えば小学校4年生で21問、算数では30問となっている。対象科目を増やすと費用の増額が懸念されるのであれば、各科目の問題数を減少させて他の科目に回したり、すでに過去に実施された問題を参考に、教育委員会が問題を作成したりすることで、費用の増額を抑える対応は可能であると思われる。 (教育委員会学校企画課)	備されたことに伴い、これまでの学習定着度調査の実施目的や方法等について抜本的な見直しを行った。 結果、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査においても国語・算数・数学が実施されていることから、学習定着度調査においても国語・算数・数学の実施とすることによって、学力実態の経年変化について把握することが可能であると考え、全学年で国語・算数・数学の調査とし、年間複数回実施することにより、児童生徒の学力等の実態を幅広く把握し、継続的な検証を行うこととした。
【意見Ⅳ-1-(1)-19】提案競技における財務諸表の評価について 福岡市では委託業務の相手先を選定するために提案競技を実施する際に、提案書を	【措置を行わない(令和3年4月9日通知)】 提案競技における財務諸表は、提案競技への参加資格を判断するために提出を求めるものである。

提出する業者の財務諸表を入手することとなっている。福岡市に業者登録をしていない業者も提案競技に参加することは可能であるため、提案する企業の概要を把握する必要があるためである。 当該事業においても提案競技を行っており、提案企業の財務諸表として、提案時における直近2会計年度の貸借対照表と損益計算書を入手しているが、提案業者が2期連続の債務超過であるにも関わらず、提案競技において何ら考慮されていなかった。 財務諸表を入手しても、それをどのような方法で提案競技の評価に反映させるのか、ルールが定められておらず、提案競技の評価対象にされていなかった。結果として債務超過の企業が、提案競技の最優秀企業として選定され、委託業務契約が締結された。 結果としては、当該業者は倒産しておらず、委託業務の遂行には支障はなく、完了検査も受けている。 (改善提案) 入手した財務諸表により業者の財政状況を評価し、財務的な観点から委託する業務を安定して遂行できる能力を有しているどうか判断されたい。 (教育委員会教育センター研修・研究課)	今回の提案競技では、業務の性質や規模及び当該事業者の履行状況などから、当該事業者について、提案競技への参加資格が無いとは判断しなかった。 提案競技を実施する上で「参加資格の判断」と「提案内容の評価」はそれぞれ別々にされるものである点を考慮すると、「参加資格あり」となったならば、「提案内容の評価」に「財務諸表」に基づく観点は加えるべきではないと判断し、措置を行わないこととした。
【意見IV-1-(1)-20】 予算超過について 当該事業は、決算額が平成27年度から平成30年度まで大幅に予算超過となっている。予算超過の対応についてヒアリングしたところ、いずれも予算流用で対応しているとのことであった。 予算超過とならないように予算編成が行われなかった理由についてヒアリングしたところ、「子どもや地域の実態に応じた特色	【措置済（令和3年4月9日通知）】 決算額が大幅に予算超過していた点について、予算編成段階において、学校の事業計画に基づく執行見込額を当初予算に反映させることとした。 また、予算の大部分を占める報償費については、事業計画書および報告書で講師の人数、講師謝金額を把握することとした。

ある学校づくりを推進するため、各学校長の裁量により学校に配分された予算を組み替えて予算編成ができることとしているが、当初予算の見込みを上回る組み替えが行われたことにより、予算超過となったものである。」とのことであった。 事業費のほとんどを報償費が占めていることから、予算超過の主な原因は講師謝金であると思われる。そこで招致された講師人数について質問したところ、「各学校長の裁量により学校に配分された予算編成の枠の中で講師招聘しているので、各学校の講師の人数は把握していない。」とのことであった。 本来、学校に配分された予算を超過して歳出を行うのであれば、その原因についての報告があつて然るべきである。例えば予算を超過して講師謝金を支払うのであれば、その超過した原因として、どのような講師を呼び、どの程度の講師謝金を支払ったのか、把握しておくことが望ましい。 学校に配分された予算を超過しても、その原因を把握して次年度の予算に反映せず、毎年度流用で対応して予算超過が常態化するの、予算執行の姿勢として適切であるとは言えない。 (改善提案) 学校に配分する予算を超過する場合には、その理由について報告させるように改め、学校の活動に必要な予算であれば、次年度の予算に反映させることが望ましい。 この点について、担当部署と協議したところ、以上の課題について解決を図るため、令和2年度予算からは、学校が計画している額を当初予算へ反映させたとのことであった。	
--	--

(教育委員会学校指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-21】計画書と報告書について 特色ある教育推進事業では、各学校からどのような事業を行い、何名の講師を招致する予定なのかを詳細に記載する計画書が提出されており、事業終了後に実際にどのような事業を行った報告書を提出させている。 報告書については、各学校がどのような特色ある教育推進事業を実施したか把握するためには必要な書類であると思われるが、計画と実績を比較する様式にはなっておらず、計画どおりに事業が実施できたか確認できない。 計画書については予算を記載することになっていないため、予算編成の根拠資料として利用できない。 実際に計画書と報告書を比較しても計画どおりに行われている事業は多くはなく、学校の裁量により計画は変更され実施されており、計画書と異なることを理由に、学校に対して指導や改善提案は行われていない。 (改善提案) 計画書の作成には学校側で多くの時間がかかり事務負担となっている一方で、計画書の活用が十分に行われているとはいえない。 事業効果の検証や将来の取組みに活用できるよう、計画書及び報告書の様式の改訂を検討するとともに、その内容を分析し学校現場へのフィードバックを行うことを検討されたい。 (教育委員会学校指導課)	【措置済（令和３年４月９日通知）】 事業計画書と報告書は、双方を比較できるように様式を改訂し、計画どおりに実施できたかどうか確認を行うこととした。 当初の計画通りに実施できていない学校に対しては、その理由を把握し、適切でない場合は、指導や改善提案を行うこととした。

【意見Ⅳ-1-(1)-22】成果指標について 特色ある教育推進事業では、活動指標として提出された計画書の数、成果指標として提出された報告書の数が挙げられている。 確認したところ、計画書と報告書がすべての学校から提出されていたが、報告書の提出は業務として実施しなければならないもので、活動指標としてすべての学校に提出させるといった目標を設定することは考えられるが、特色ある教育推進事業の成果指標ではない。 (改善提案) 特色ある教育推進事業の成果を測定できるような何らかの成果指標を設定されたい。 各学校で特色ある教育推進事業を実施しており、色々な分野での活動があるため、市全体としての単一の成果指標の設定が困難であれば、各学校での自主的な成果指標の設定が望ましい。 各学校には、どのような学校にしたいのか、どのような教育をしたいのかといったビジョンがあり、そのビジョンを達成するために特色ある教育推進事業を実施するのであるから、そのようなビジョンを学校で設定することについて検討されたい。 (教育委員会学校指導課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和2年度からは、成果指標として新たに「開かれた学校づくりの視点に立ち、子どもや地域の実態に応じた、特色ある教育活動を推進することができた」という項目を設け、「できた」と回答する学校が80%以上を目指すこととした。
【意見Ⅳ-1-(1)-23】知的障がい特別支援学校就労率の向上について 福岡市における、平成30年度の知的障がい特別支援学校就労率は29.8%であったが、全国平均34.9%、福岡県平均43.4%に比べると低い水準にある。 (改善提案) 現在、福岡市では、知的障がい特別支援	【措置済（令和3年4月9日通知）】 企業と学校の連携をより高めることを目指して、平成31年度より「夢ふくおかネットワーク学校部会」を発足した。 学校への働きかけを強化することで、就労希望者の増加を図るとともに、就労希望者については確実に就労につながるよう支援を進めている。

学校就労率の目標を 30%と設定しているが、全国平均さらに福岡県平均を目指して、より高い目標を設定し、知的障がい生徒の就労率を高めるための施策を打ち出すことが望ましい。 (教育委員会発達教育センター)	
【意見Ⅳ-1-(1)-24】特別支援教育支援員の配置について 特別支援教育支援員は「地方公務員法」第 22 条第 2 項に基づく臨時的任用職員であり、原則として 2 ヶ月以内の任用期間となっている。そのため、支援員を配置する対象となった児童について 2 ヶ月以上の支援が必要であると学校が判断した場合には、1 人の児童に複数名の支援員の配置が希望されることとなる。 監査対象年度における支援員を配置する対象となった児童数は 235 人に対して、学校からの支援員配置希望人数は 301 人であり、学校の希望とおりに配置されていなかった。 その要因としては、実際の配置にあたり、対象となる児童生徒の保護者との支援内容に関する調整に時間を要したことによる機会の喪失、学校生活支援員に従事する人材不足が想定される。 当該事業のアンケートによれば、当該事業に対する配置校の満足度は 70%程度に留まっているが、学校からの希望とおりに配置が行われないことも一因であると考えられる。 (改善提案) 学校からの支援員配置希望に応じた配置を行うように努められたい。 (教育委員会発達教育センター)	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 特別支援教育支援員は、平成 31 年度より学校全体の支援及び学力向上を目指し、「学校生活支援員」としてより柔軟な活動ができるようにしている。 また、令和 2 年度より会計年度任用職員制度が開始されたことにより、学校生活支援員に従事する人材の確保も改善されている。 令和 2 年度の学校生活支援員の配置数は 213 人から 243 人へと増員しており、今後も学校や児童生徒の状況に応じて増員を検討していく。

【意見Ⅳ-1-(1)-25】教職員の特別研修受講者について 特別研修は体罰や情報漏洩など不祥事を起こした教員に対して、不祥事案の振り返りを行い、対象者の状況に応じた実践的指導力等の向上を図る研修である。 特別研修対象者はゼロが目標であるが、平成27年度は15名、平成28年度は7名、平成29年度は10名、平成30年度は8名と、年度によっては二桁の特別研修対象者がおり、福岡市の教育にとって望ましい事態ではない。 (改善提案) 特別研修は体罰や情報漏洩等の不祥事を起こした教員に対して行われるもので、教員にとって基本的に守らなければならないルールが守られれば開催される必要のない研修である。 常日頃の研修、通知、指示、指導、コミュニケーションによって特別研修対象者をゼロとするよう努められたい。 (教育委員会教育センター研修・研究課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和元年度、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）について、初任者研修1年次研修（4月）、2年次研修（6月）、3年次研修（1月）及び6年次研修（6月）、中堅教諭等資質向上研修（11年次研修）（5月）、常勤講師研修（5月）・非常勤講師研修（6月）で実施した。 また、新任校長研修（4月）、教頭研修（4月）、教務研修（7月）において公務員倫理についての研修を行い、所属職員へ周知徹底を図った。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修の中止・変更を行い、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）について、初任者研修1年次研修（6月）、2・3年次研修（1月）で実施した。 令和3年度は、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）等の研修を経験年数研修や管理職等研修で行い、周知徹底を図っていく。
【意見Ⅳ-1-(1)-26】研修受講率について 当該事業の活動指標として、「新任教頭メンタルヘルス研修会受講率」と「校長・園長メンタルヘルス研修会受講率（教頭等の代理出席を除く校長・園長の受講率）」が挙げられているが、目標100%に対して、実績を把握したところ、以下のとおりであった。 (令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書P254参照) (改善提案) 教職員メンタルヘルスマネジメント事業にとって、新任教頭メンタルヘルス研修会と校長・園長メンタルヘルス研修会は重要	【他の方法で対応（令和3年4月9日通知）】 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、新任教頭メンタルヘルス研修会及び校長メンタルヘルス研修会が中止となったため、令和2年7月に全新任教頭へ研修資料を配付し、令和2年9月に校長へ研修資料を配布した。 令和3年度についても、新型コロナウイルスの状況によっては代替の方法を検討し、100%の受講となるよう努める。

な研修であるので、100%の受講に努められたい。 (教育委員会職員課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-27】教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について 教職員メンタルヘルスマネジメント事業の成果指標は「教職員の精神疾患による病気休職者数の割合」であるが、平成29年度から教職員の精神疾患による病気休職者数が増加している。教職員の精神疾患による病気休職者数と復職者数を質問したところ、以下のとおりであった。 (令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書 P254 参照) 教職員の精神疾患による病気休職者数を減らすために、教育委員会としては、「令和元年6月に第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画を策定し、これまでの取り組みを着実に実施するとともに、予防的対策の充実や経験年数が短い若年層に対する取り組みなど、その内容の充実を図ることとしている。 具体的には、初任者（採用5年以内）へのセルフケアの推進や、管理監督者による復職者への面接を実施することとしている。」とのことであった。 (改善提案) 教育委員会において教職員の働き方改革への取り組みを進めている中で、当事業の成果指標は重要な指標である。 事業としても、平成30年から開始された「共同学校事務室運営事業」により教職員の負担は軽減していると思われるが、さらに「学校問題解決支援事業」や「部活動支援事業」などを拡充し、教職員がオーバーワークとならないように努められたい。	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和元年6月に策定した第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画に基づき、各種の取組みを実施している。 教職員の負担を軽減するための事業としては、令和2年度から全学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 また、これまで全ての中学校及び高校に各1名ずつ配置していた部活動指導員について、令和2年度は2名増員するとともに、新たに、少人数部活動の大会時に監督業務を行う部活動指導員を新設した。 教職員のカウンセリングについては、教育委員会事務局の教職員健康管理専門員に相談できるほか、福岡市教職員互助会や公立学校共済組合にも相談窓口が設けられており、改めて令和2年6月に各学校へ通知し、周知を図った。

また「スクールカウンセラー活用事業」では、スクールカウンセラーの配置が増加している。スクールカウンセラーのカウンセリングは児童生徒のみを対象としたものではなく、教職員も対象としたものであり、教職員にもカウンセリングを受けることを推奨していくことが望ましい。 今後も教職員の負担を減らすための事業を推進し、児童生徒に向き合う時間を確保し、教職員の教育におけるやりがい確保して、精神疾患による病気休職者数の減少に努められたい。 (教育委員会職員課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-28】スクールガードの登録者について 監査対象年度におけるスクールガード登録目標は 25,000 人であるが、実際には 17,702 名の登録であり、目標値に達していない。 また、目標も監査対象年度における 25,000 人から令和元年度は 20,000 人に削減されている。これはスクールガードとして活動していただいている方々の高齢化や、PTA活動への参加意識の変化などを背景にスクールガードの人数が減少しており、現実的な目標人数として再設定したとのことであり、実際に学校で必要なスクールガード数を積み上げて算定したものではなかった。 (改善提案) 現在の目標は、現実的に集められる人数となっているが、それでは、本来必要人数と実績との比較が出来なくなり、増員に向けての適切な対応が不可能となる。 必要なスクールガードの人数は、学校の場所や規模、通学路の配置などによって異	【措置済（令和3年4月9日通知）】 学校においてスクールガードは地域や保護者の方々に協力を要請して、子どもたちの安全安心のためにボランティアで行っていただいているものであり、各学校実情に合わせ、一人でも多く登録していただけるように努力をしているのが現状である。 令和3年12月、各学校に現在の取組に関するアンケートをとり、アンケートの結果から必要数を想定し、登録者の目標数を算定していくこととした。

なるはずであるから、学校でどの程度のスクールガードが必要かを想定し、その積み上げとして登録目標を設定されたい。 (教育委員会生徒指導課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-29】細菌検査の結果と対応の記載について 細菌検査は毎月2回実施されることとなっている。検査項目は赤痢、サルモネラ、チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌である。 監査対象年度における細菌検査の結果を閲覧したところ、(株)福岡市第1学校給食サービスでは6月24日2名、8月6日1名(再検査でも陽性であったため、さらに再検査され、9月4日に陰性)、8月22日1名、10月15日1名、11月21日(疑陽性でこちらは休みなどを報告書に鉛筆書きしていた)、(株)福岡市第2学校給食サービスでは8月7日に2名が陽性となっており、いずれも再検査により陰性となっていた。 検査により陽性となった場合、医療機関に受診させ、陰性となったことが確認されるまで本業務に従事させないこととなっているが、報告書には、数日後の再検査結果が記載されているのみで、陽性となった従業員に再検査の結果、陰性となるまで業務に従事させなかったかどうかの記載がなかった。 迅速に対応するため、検査結果や対応は随時、センター常駐の市職員が口頭で報告を受けて陽性者を調理に従事させない体制をとっていることはヒアリングにより確認したが、検査結果で陽性が判明した後どのような対応を行ったか、再検査まで本業務には従事させなかったか等報告書にも記載する必要がある。	【措置済(令和3年4月9日通知)】 細菌検査の結果と対応の記載については、細菌検査の結果に問題があった場合、具体的に報告書に記載するよう平成31年3月に様式の修正を行った。

(改善提案) 給食の提供を給食センター方式で行う場合、小学校が採用する自校調理方式に比べて、食材そのものや調理過程の衛生管理を徹底しなければ、食中毒が起きた場合、被害が広範囲に広がる可能性がある。 教育委員会による徹底したモニタリングのために、細菌検査の結果に問題があった場合には、その対応についても具体的に報告書に記載するよう依頼されたい。 (教育委員会給食運営課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-30】P F I 事業開始時に算定されたL C Cの検証について P F I 事業である第1 給食センター整備運営事業及び第2 給食センター整備運営事業の運営期間は14.7 年であり、自治体が実施した場合のP S CとP F I 事業によるL C CがP F I 事業計画時に試算されている。 第1 給食センター整備運営事業のP S Cの現在価値は10,894 百万円でL C Cの現在価値は8,204 百万円であるから、差額の2,689 百万円がコストカット効果であり、V F Mとなる。第2 給食センター整備運営事業のP S Cの現在価値は10,946 百万円でL C Cの現在価値は9,653 百万円であるから、差額の1,292 百万円がコストカット効果であり、V F Mとなる。 このV F Mは、P F I 事業の計画時に算定されたもので重要なのは、事業開始後、実際にL C Cが計画どおりであったかどうかの検証である。 福岡市では、L C Cのうち、支出の「サービス対価」とされる部分について、S P Cである株式会社福岡市第1 学校給食サービスと株式会社福岡市第2 学校給食サービス	【措置済（令和6 年9 月30 日通知）】 L C Cの検証については、一部のみではなく収入と収支を含め、P F I 事業開始時のV F Mが実現できたかどうかについて、P F I 事業終了の3 年前を目途に検証を行うことを、令和5 年度末に決定した。 ※P F I：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法 ※L C C：プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと ※P S C：自治体がP F I の対象となった事業を、自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額を現在価値に算定しなおしたもの ※V F M：コストカット効果 ※S P C：特定目的会社 特定事業を実施することを目的として設立された会社 ※P F I 事業終了時期 第1 給食センター：令和11 年3 月末 第2 給食センター：令和13 年3 月末 第3 給食センター：令和17 年3 月末

スの財務書類等を毎年度モニタリングしている。 しかし、L C Cのうち、収入と「サービス対価」以外の支出については、これまでモニタリングされておらず、現状では実施予定もないとのことであった。 サービス対価以外にもアドバイザー費用やモニタリング費用、食器調達・更新費、廃棄物処理費がかかっており、V F Mの把握に影響がある事業所税や法人税などの収入項目も可能な範囲で把握し、L C C全体として計画通りであったか、事業期間終了に際しては検証することが望ましい。 (改善提案) 給食センターの整備運営をP F I事業としたことによるV F MはP S CとL C Cの比較によって算定されている。P S Cは予測数値であることから、実際の数値を算定することは出来ないが、P F I事業のL C Cについては、実際に設備投資にかかった費用やその後の運営費用から算定することは可能である。給食センターはP F I事業終了後も継続していくことから、終了に際しては事業期間全体のL C Cが計画どおりであったかを検討し、次期事業のために対策を取ることが望ましい。 その際、L C Cの検証については一部のみではなく、収入と支出を含めて検証が必要であり、P F I事業開始時のV F Mが実現できたかどうかの視点で検証が行われたい。 (教育委員会給食運営課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-31】生徒に対する給食アンケートの実施について 中学校生徒の給食については、P F I方式により運営されている給食センターより	【措置済（令和3年10月1日通知）】 生徒に対するアンケートについては、アンケート方法の実施方針を策定し、令和2年度は第3給食センター配送校を対象にアンケ

提供されている。 P F I 方式のV F Mには給食の提供という品質面も含まれるので、給食が提供される生徒に対するアンケートを行い、問題や課題がないか把握し、給食センターの運営改善に活用することは重要である。 福岡市では事業開始後の平成28年度にアンケートが実施されていたが、その後、アンケートは実施されていなかった。 (改善提案) 生徒に対するアンケートについては、継続的に実施し、給食に問題や課題がないか把握されたい。すべての中学校と生徒に毎年度アンケートを実施することは困難であるから、抽出や持ち回りで実施するなど、工夫されたい。 (教育委員会給食運営課)	ートを実施した。
【指摘事項Ⅳ-1-(1)-4】特記仕様書の記載誤りについて 能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事の特記仕様書では、福岡市契約事務規則に定める中間技術検査を実施することとなっているが、実施されていなかった。 理由について質問したところ、設計当初は中間技術検査が必要となる設計金額1億円以上の工事になると想定して設計しており、特記仕様書では中間技術検査を実施することとしていたが、再積算の結果1億円未満となったため、中間技術検査は実施していないとのことであった。 (是正の方向性) 設計金額が1億円未満となった時点において、特記仕様書を「中間技術検査を実施しない」ものとすべきであった。特記仕様書は正確に記載されたい。	【措置済（令和3年4月9日通知）】 工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課にて、特記仕様書における「設計金額により取り扱いが異なる事項」について、工事発注時のチェックリストに確認項目を追加し、チェック体制を強化した。 また、今回の指摘内容を課内会議等で令和2年7月に周知し、注意喚起を行うとともに、財政局設備課とともに、設計業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めた。

(教育委員会施設課)	
【意見Ⅳ-1-(1)-32】教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて 貸与するパソコンについては、現物のたな卸しを実施していない。貸与期間終了時にはパソコンを返却することになるため、紛失していれば返却の際に発覚するが、パソコンを紛失した場合には、保存されている個人情報や校務情報などが悪用されないよう、直ちに対応を取るべきであり、現物があるかどうかを定期的に確認することは必要な手続である。 (改善提案) パソコンのみでなく、複合機などもハードウェアに個人情報や校務データなどが残っている。個人情報や校務データを取り扱う情報機器類については、个体番号識別リストを作成し、年1回など定期的に一斉たな卸しを行うことについて検討されたい。 効率的に現物確認する方法として、パソコンについては貸与された使用者が个体識別番号をたな卸し実施担当者へメールすることが考えられる。特定の貸与者がいない複合機などは、たな卸し担当者が現物確認を実施することになる。 また、紛失した際の被害を最小限に食い止めるためには、パソコンや複合機などについて、そのハードに保存されている情報データを定期的に削除することが望ましい。 (教育委員会教育政策課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 パソコンや複合機等のたな卸しについては、年1回、機器管理番号を記載した学校ごとの貸与物品一覧を作成し、全校でたな卸しを実施することとした。 ※一部措置を行わない パソコンや複合機の定期的なデータ削除については、教員が毎日使用しているため定期的なデータの削除は困難であること、リース満了時にデータ削除を実施していること、および校内からの持ち出しを禁止していることを考慮すると現行の処理が妥当と判断し、措置を行わないこととした。
【意見Ⅳ-1-(1)-33】教職員個人所有のパソコン持ち込みについて 教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用するこ	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和2年12月に教職員一人一台の指導者用タブレットを整備し、それに合わせ個人所有のパソコンの校内持ち込みを禁止した。

は原則として禁止されているが、業務上必要な場合に限り、「個人所有のパソコン持ち込み・持ち出し申請書兼許可証」により、機密文書取扱責任者（校長）の許可を得て持ち込むことが出来るとのことであった。 そこで教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用する事が許可された事例とその件数についてヒアリングしたところ、「機密文書取扱責任者（校長）の許可を得て持ち込むこととしているため、教育委員会事務局では許可事例及び件数を把握しておりません。」とのことであった。 （改善提案） 例外的に個人が所有するパソコンの持ち込みが許可されているが、その場合、持ち込まれたパソコンの使用状況を常に第三者が監視していない限り、校内の個人情報や校務情報などの持ち出しリスクをゼロにすることが出来ない。個人が所有するパソコンやその他のデバイスの持ち込みは全面的に禁止し、必要な機器は学校もしくは教育委員会で購入し、貸与するように改められたい。 （教育委員会総務課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-34】部活動指導員の活用について 中学校と高校の部活動については、顧問の教員に競技経験がなく、専門的な技術指導が困難であることや、部活動の顧問となっている教員の負担が大きく、勤務時間増加の要因となってきた。 そこで文部科学省では、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」制度を導入し	【措置済（令和３年４月９日通知）】 学校からの希望や予算を考慮し、学校数をもとに部活動指導員は配置している。 令和２年度の部活動指導員については、各学校１名ずつの配置から２名増員し、中学校７０名、高等学校５名を配置した。 今後も学校数に応じた計画的な増員に向けて検討していく。

た。 福岡市においても監査対象年度より部活動指導員を中学校と高校に配置しているが、68人に留まっている。部活動顧問となっている教員数は中学校のみで1,948人、部活動の数は1,252となっている（高校は集計されていない）。 （改善提案） 部活動指導員は、部活動顧問として単独で、部活動全般の指導、試合への引率などを行うことが出来るため、その配置を促進することは、それまで競技等の経験の有無にかかわらず、指導や試合への引率を行ってきた教員の負担軽減に繋がる。 配置の増加は、学校からの希望と予算も考慮すべき問題であるが、部活動補助指導者の部活動指導員への転換も含めて、部活動指導員の配置増員について検討されたい。 （教育委員会生徒指導課）	
【意見Ⅳ-1-(1)-35】学校における予算編成事務手続きについて アンケートの結果、予算編成に係る議事録を作成している学校は少なく、また、往査した学校においてそれぞれの方法で予算編成作業が行われていた。 学校予算書の作成権限は学校長にあり一定の自律性が認められるところである。しかし、学校予算の中には、学校運営費における備品購入費、図書整備費等中長期的な調達計画に基づくことで、効果的な予算執行が期待できる性格のものもある。 その場合、過去の予算検討結果を将来に確実に引き継ぐことが肝要となり、各学校がそれぞれの方法により予算編成をしている状況では、学校長や担当職員の異動等に	【措置済（令和3年10月1日通知）】 効果的な予算執行を担保していくため、令和3年度中に予算編成手続きの整備を行うこととし、予算編成過程の議事録作成や残された課題の引継ぎのあり方等について、学校の意見を聴取している。

より、適切な引継ぎが行われないリスクが高まることになる。 (改善提案) 学校予算の効果的な執行を目的として、予算編成事務手続きの整備について検討されたい。 (教育委員会学務支援課)	
--	--

(2) 共同学校事務室の運用について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見Ⅳ-1-(2)-1】共同学校事務室指導のフォローアップについて 「共同学校事務室指導状況報告書」もしくは「USB メモリ等外部記録媒体に関するチェックリスト」に付されたコメントについてフォローアップがなされていない。 そのため、共同学校事務室が実施した指導日から、指導に基づく改善、事実確認等が実施されたか明らかでない。 これは、共同学校事務室による学校指導の実施ルールが明確ではないことが原因であると考え。 (改善提案) 共同学校事務室による学校指導の実施ルールの整備を検討されたい。 (教育委員会教職員第1課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和2年度より、共同学校事務室からの指導内容について、学校長の確認後、学校長によって指導を行っていくよう、報告書を改正するなどしてルールを明確化した。
【意見Ⅳ-1-(2)-2】共同学校事務室へのさらなる移管について 教員が担っている業務の一部を事務職員が担うことで、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保する、学校における働き方改革の一環として令和元年度に設置された共同学校事務室は、同時に学校事務の効率化、組織化による人材育成にも資することとなる。 現状は共同化できるものから、移管を始めているものの子どもの教育に関する記録	【措置済（令和3年10月1日通知）】 令和3年度以降の事務の執行体制を検討する中で、共同学校事務室への事務の移管については、共同学校事務室・学校・事務職員の意見等を踏まえ、必要に応じ実施する。 令和3年度は特別支援学校児童生徒の机椅子整備に係る調査・契約業務の移管について、令和2年度末に各学校へ通知した。

について電子データ化するための入力など、教員の事務と事務職員の事務が明確に区分できていないものも多々あることから、手探りで進めている状況にある。 (改善提案) 教員の事務と事務職員の事務区分を明確化することで更なる共同化が推進できると考えられることからさらなる検討を行い、経済性も考慮しながら可能な限り共同学校事務室に移管を検討されたい。 (教育委員会教職員第1課)	
---	--

2 財産管理の状況についての視点に関する監査結果

(1) 施設管理、財産管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見IV-2-(1)-1】備品の現物確認(点検)方法について 学校で統一した備品の現物確認(点検)方法が定められていない。そのため、各学校で実施している現物確認が不十分であり、備品出納簿(財務会計システム)と備品現物の整合性が確保できない状況にある。 ヒアリングの結果、備品の現物確認の実施状況は以下のとおりである。 ・ 年に1回夏休み期間に実施される。 ・ 事務職員は、教科、各種係の担当教職員に財務会計システムから出力された「備品データ」を出力して配付する。 ・ 教科、各種係担当の教職員は、「備品データ」をもとに、備品現物に貼付された「備品整理票」との一致を確認する。 ・ 「備品データ」に記載された備品現物がない、修理が必要な状況がある、使用可能性がない、備品現物がある	【措置済(令和3年10月1日通知)】 令和3年度中に学校における効率的・統一的な備品管理の方策を整備することとし、学校の意見を聴取している。

が「備品データ」に記載されていない等の「備品出納簿」の更新が必要な状況があれば、その状況を事務職員に報告する。 ・ 事務職員は、教職員からの報告に従い、財務システム上で「物品処理票（払出）」の決裁処理等を行うとともに、それぞれに応じた手続きと現物処理を行う。 備品現物確認の際、上記のような現物確認の方法を文書で担当教職員に指示している学校もある。しかし、その記載内容は統一されておらず、現物確認に必要な事項が網羅されていない。 備品の現物確認方法が統一されていないために生じている懸念事項には以下のことが考えられる。 ・ 市会計規則では年に2回備品出納記録に基づく現物の確認を行う旨が規定されている。そのため、各学校がそれぞれで、年に1回夏休み期間にしか現物確認ができていない現状を整理しなければならない。 ・ 現物確認に使用する調査様式等が統一されていないため、調査結果の効率的な集計ができない、また、調査の実施責任が明らかにならない。 ・ 調査の結果、備品出納簿と備品に不整合が生じた場合、その備品出納簿の修正更新処理期限が明確になっておらず、適切な時期での「備品出納簿」の更新が行われない。 （例えば、教職員による現物確認期限は夏休み最終日となっても、現物の所在が確認できないときは、直ちに不明品として廃棄処理をする	
--	--

のではなく、所在不明備品を探す間、処理の猶予がされる場合がある。この場合、探す期間が明確にされていなければ、夏休みが終わり、教職員は通常授業が始まるため所在不明品の調査があと回しになる。その結果、「備品出納簿」の更新が行われなまま、次の現物確認が行われ、より一層現物所在の調査が困難になる。） 「備品出納簿」が適時適切に更新されないことにより、学校における教育・指導に必要な備品の整備状況が明らかにならず、適切な教育・指導が実施できない可能性が生じるとともに、同じ用途の備品への重複購入により効果的な予算執行ができなくなる可能性が生じる。 （改善提案） 教育委員会は、市会計規則に定める手続との整合性を考慮の上で、学校備品の特性と事務負担を考慮した現物確認方法について、各学校で統一した方法による現物確認が実施できるような方策を検討し、周知徹底することを検討されたい。 （教育委員会学務支援課）	
【指摘事項Ⅳ-2-(1)-1】薬品管理台帳による管理について 薬品管理台帳において管理すべき薬品は劇薬なども含まれており、入庫、出庫、残高を常に把握することで薬品による事故防止や盗難防止などに資するものであるが、記録方法の不備が2校で確認された。その結果、実際の薬品の入出庫について確認が台帳上で出来ない状況が確認された。 （不備の状況） ・ 「使用目的」欄に「実験」、「使用数	【措置済（令和3年4月9日通知）】 薬品管理台帳については、学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブックの中で薬品管理台帳の形式例を示し、各学校で作成し、管理をするように指示しているが、令和2年7月に、薬品管理台帳の記載方法について、改めて各学校に通知した。 更に、令和2年10月に、各学校の理科代表者に対して研修を行い、薬品管理台帳の記載方法について、周知徹底を図った。 令和3年3月に、理科室薬品の管理完了報

量」欄に「0」,「備考欄」に「未開封」と記載されており,薬品使用の経過記録なのか薬品の現物確認の記録なのか把握することができない。 ・ 「使用数量」欄に薬品の使用数量ではなく残量が記載されている。 (是正の方向性) 薬品の適切な管理のため,ルールに従った「薬品管理台帳」の記載方法遵守を徹底されたい。 (教育委員会研修・研究課)	告書と薬品管理台帳の記載状況等に関するチェックリストを提出することとした。
【意見Ⅳ-2-(1)-2】長期間使用されていない薬品について 学校においては,理科の実験等で使用する薬品について管理を行っているが,長期間使用されていない薬品があった。 (改善提案) 薬品による事故防止,薬品そのものの盗難,劣化・揮発等による減耗を予防するとともに,学校における管理事務負担を低減させることを目的として,学校保管の薬品の種類,数量を低減させるため薬品保管ルール,もしくは,市立学校の一元的な薬品在庫の把握と学校間融通等を検討されたい。 (教育委員会研修・研究課)	【措置済 (令和3年4月9日通知)】 「不要薬品及び処理困難物等」については,年1回調査をし,定期的に回収を行っており,理科の実験等で長期間使用されていない薬品については廃棄するようにしている。 令和2年7月に,学校で使用する薬品等は,計画的に購入し,必要以上の量を購入・保管しないようにすること等の薬品保管ルールについて,各学校に通知した。 更に,令和2年9月に,各学校の理科代表者に対し研修を行い,薬品保管ルールについて,周知徹底を図った。
【意見Ⅳ-2-(1)-3】薬品の管理方法について 現行の薬品管理ルールでは,学校が保管する薬品種類,数量が一覧できる様式が準備されておらず,記載内容は各学校が自校の実態に合わせて作成している。 そのため,現在用意されている様式である「薬品管理台帳」と薬品現物の両方を同時に盗難,紛失した場合には,その事実を把握することが困難な状況になる。	【措置済 (令和3年4月9日通知)】 学校が保管する薬品の種類,数量が一覧できる様式については,紙媒体での管理を行うと作業や管理が複雑であるが,電子媒体での管理を行うことで,「薬品管理台帳」の管理がしやすくなると考えられる。 令和3年度からの活用に向けて,電子媒体で,「薬品管理台帳」と「一覧表」が管理できる様式の作成に着手することとした。

(改善提案) 現行の「薬品管理台帳」だけではなく、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式を準備することを検討されたい。 (教育委員会研修・研究課)	
【意見Ⅳ-2-(1)-4】記録媒体の利用について 学校においては、教育委員会が賃貸借契約により管理している USB メモリ (A-Locky 対応) 3,433 個と、学校が独自に購入した「A-Locky 対応」以外の USB メモリを多数保有している。 往査したすべての学校において「記録媒体 (USB) 利用台帳」は作成され、USB メモリが教職員によって利用されている事実が確認された。 しかし、USB メモリは紛失リスクがあり、教育情報を含む個人情報を取り扱う学校においては USB メモリを可能な限り使用しないよう USB メモリの利用頻度を低減させるような更なる取り組みが必要である。 ア 情報ネットワークの現状 学校に敷設しているネットワークは、職員室等で教員等が校務のために利用する校務系ネットワークと、各教室やパソコン教室で児童生徒の教育に利用する教育系ネットワークとに分かれている。 教職員による USB メモリの用途には以下のようなケースがある。 ＜ケース 1：インターネット専用パソコンから校務用パソコンへのデータ移動＞ 教職員が校務用パソコンを用いて教材等を作成する際、インターネット上にあるデータ参考に使用が効果的な場合がある。その場合、校務用パソコンはインターネットに接続でき	【措置済 (令和 3 年 4 月 9 日通知)】 USB メモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークの構築について、令和 2 年 2 月に福岡市独自の教育専用クラウド「福岡 TSUNAGARU Cloud」を構築し、同クラウドの機能の一つに学校からクラウドにアップロードしたファイルを外部から安全に編集等を行うことのできる「ファイル共有機能」の運用を開始した。 この機能の活用により、学校外で教材の作成などを行う際においても、物理的に USB 等での持ち出しを行う機会の低減を図った。

ないため、インターネット専用パソコンを用いてインターネット上にあるデータを保存し、その保存したデータを USB メモリにコピーして校務用パソコンに移動させることになる。 ＜ケース 2：校務用パソコンから教育用パソコンへのデータ移動＞ 教職員が校務用パソコンを用いて作成した教材等を使って授業を行う場合がある。その場合、パソコン教室にある教育用パソコンに直接データ転送ができないため、校務用パソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして教育用パソコンに移動させることになる。 ＜ケース 3：校務用パソコンから教職員個人所有パソコン等へのデータ移動＞ 教職員がその校務を自宅に持ち帰り実施する場合がある。その場合、校務用パソコンを用いて作成したデータを、教職員個人所有のパソコン等でも利用できるよう校務用パソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして教職員個人所有のパソコンに移動させる、又は、自宅作業後のデータを教職員個人所有のパソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして校務用パソコンに移動させることになる。 イ USB メモリの管理ルール 教育委員会では、保有する機密文書を保護するため、USB メモリの取り扱いについてルールを設けている。 ウ USB メモリの管理責任 上記ルールにおける機密文書取扱責任者	
--	--

は学校長（高等学校については事務職員及び学校用務員が取り扱う機密文書は事務長，その他の機密文書は学校長が指名する副校長または教頭）となり，USB メモリの管理責任を負うことになる。 なお，往査した学校においては，USB メモリの日常の現物管理は教頭以下の管理職教職員が行っていた。 エ USB メモリの管理ルールに関するリスク 上記 USB メモリの管理ルールに関する懸念事項には以下のことが考えられる。 ・ USB メモリの定期的な現物確認について規定されておらず，紛失等により所在が不明となった場合に適時にその事実を把握できない。 ・ USB メモリに保存されるデータは教職員の自己申告である。そのため，USB メモリの紛失等した場合，その中に機密文書等が存在しないことを立証するのが非常に困難である ・ USB メモリの持出しは最長 1 か月と制限がかかっているが，1 か月使用後にいったん返却し，すぐに持出許可をうける連続使用は禁止されていない。そのため実質的に使用者保管の状況が継続することになり紛失リスクの高まりが懸念される。 ・ 往査した学校にて「記録媒体（USB）利用台帳」を通査したところ，連続して持出しを受けているケース，「記録媒体（USB）利用台帳」に使用者や用途等があらかじめ印刷され連続使用することが前提となった管理が行われているケースが確認され，連続利用が常態化している状況が確認された。	
---	--

・ セキュリティ対策が十分ではない USB メモリの使用が認容され、紛失等による情報流出リスクが高まる。 ・ USB メモリには強固なセキュリティ対策が施された A-LOCKY 対応 USB メモリが導入されているが、一方でセキュリティ対策が十分ではない学校が過去購入した USB メモリの使用が認容されている。教育委員会では A-LOCKY 対応 USB メモリの数量については把握しているが、学校が過去購入した USB メモリの数量は把握しておらず、一元的な管理ができていない。 ・ また、往査した学校で「記録媒体 (USB) 利用台帳」を通査したところ、その使用方法が容易な学校が過去購入した USB メモリの使用頻度が A-LOCKY 対応 USB メモリよりも高い。 ・ USB メモリの厳密な管理の必要があり、管理担当職員（管理職教職員）の事務負担が大きくなる。 （改善提案） 情報漏洩リスクと教職員の USB メモリ管理事務負担軽減のため、USB メモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築することを検討されたい。 現状の教育ネットワークにおいて、教職員が必要な校務を行うにあたっての USB メモリ等の記録媒体には、高い利便性が認められている状況である。そのため、現状での単純な USB メモリ等記録媒体の管理強化は、教職員の校務負担増加につながる事が懸念される。情報漏洩リスクと教職員負担を勘案し、教職員の働き方や業務内容を	
--	--

調査, 分析に基づく慎重な検討が望まれる。 (教育委員会教育政策課)	
【指摘事項Ⅳ-2-(1)-2】記録媒体の管理について 学校が管理する記録媒体のうち USB メモリについて, 学校監査時点で所在が不明なもの 1 件があった。なお, 監査期間中に当該 USB メモリは発見された。 当該 USB は平成 23 年 10 月 22 日に購入されたものであるが, 令和元年度の「記録媒体 (USB) 利用台帳」には利用記録がなく, 所在について現状の確認ができなかった。 (是正の方向性) USB メモリ等外部記録媒体については, 紛失による情報漏洩リスクを低減させるため, 規定に基づく厳密な受払管理と定期的な現物確認を行い, 所在不明となる可能性を低減させる必要がある。 (教育委員会総務課)	【措置済 (令和 3 年 4 月 9 日通知)】 「機密文書の保護に関するガイドライン」及び「学校における個人情報取扱いマニュアル」の改正を行い, 令和 2 年 11 月から学校での USB の利用本数を限定した。 また, 校内での利用に限定し, 利用は当日に限り, 校長もしくは教頭において毎日管理本数の確認を行うこととした。 また, 令和 2 年 12 月に教職員一人一台の指導者用タブレットを整備し, それに合わせ, 学校での USB 使用を廃止した。
【指摘事項Ⅳ-2-(1)-3】記録媒体の処分方法について 学校が物品として管理使用していたハードディスクについて財務会計システム上で「物品処理票 (払出)」の決裁処理がなされているが, その処分方法, 記録媒体のデータ消去履歴等の記録は確認ができなかった。なお, その後の教育委員会と学校の調査により, データ消去ソフト使用后, 破碎処理されたことが確認されている。 平成 30 年度に学校が実施した備品現物確認の際, 上記の現物が確認できず処分処理が行われていた。物品処理票 (払出) の「理由」欄には「廃棄処理漏れ」とのみ記載がされていた。記録媒体を廃棄する場合には, その中に保存されている情報資産が復元され情報漏洩が生じないよう物理的な	【措置済 (令和 3 年 4 月 9 日通知)】 「機密文書の保護に関するガイドライン」及び「学校における個人情報取扱いマニュアル」の改正 (令和 2 年 11 月施行) を行い, 令和 2 年 9 月に所属長及び学校長宛てに通知し, 電磁記録媒体の処分方法などについて周知徹底を図った。

破壊を行うことが規定されている。 また、教育委員会は、「機密文書の保護に関するガイドライン」において、「USBメモリ等外部記録媒体」の範囲を明確にしておらず、どのような電子機器を管理対象とすべきかを整理の上、明確にする必要がある。 (是正の方向性) 情報漏洩を防止するため、記録媒体の廃棄に関するルールを徹底されたい。 また、情報漏洩リスクの観点から管理すべき電磁記録媒体を明確にし、学校への周知徹底を図られたい。 (教育委員会総務課)	
【意見IV-2-(1)-5】親睦会費の管理について 各親睦会の規約等に基づき管理されるものとして、親睦会費の管理について教育委員会の関与は行われていない。 親睦会とは学校等の拠点単位で、そこに属する教職員等により構成される任意団体である。教職員間での慶弔や福利厚生のための経費等が親睦会費により賄われており、構成する教職員の給料から天引きされて、所属する親睦会の預金口座に振り込まれる。 親睦会費は、準公金に準じて取り扱うものと整理されており、横領等が生じた場合には処分の対象となることとされている。 平成 27 年度における監査委員監査では、「準公金の取扱いについて」として意見が提出され、教育委員会は管理体制の強化を図る旨の対応を行っている。 (改善提案) 教育委員会は、親睦会費は準公金に準ずるものとして、学校での管理水準の向上に向けたマニュアル等の整備について検討さ	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 学校での親睦会費の管理水準の向上に向けたマニュアル等の整備については、令和 3 年 3 月に各学校の現状を調査したところであり、調査結果を踏まえ、令和 3 年度中に、通知等により、具体的な留意点を示し、準公金に準ずるものとして適切に取り扱うよう、周知徹底を行う。

れたい。 (教育委員会服務指導課)	
【意見Ⅳ-2-(1)-6】交通系 IC カードについて 各学校で保管を行っている長期間使用されていない交通系 IC カードが確認された。 (長期未使用の状況) 平成 24 年度に公共交通機関を利用する調理員が在籍したため、平成 25 年に交通系 IC カードの 1 枚に金額チャージしていた。それ以降、利用頻度は減少し平成 30 年度及び令和元年度往査日までは使用された実績がない。 現在、交通系 IC カードは公共交通機関の利用のみならず、電子マネーの一形態として多くの商店等で買い物利用することができ、現金と同様の資産価値と決済利便性を有している。したがって、交通系 IC カードには横領等のリスクが存在するとともに、現金と同様の管理水準が求められることによる事務負担が発生する。 そのため、教育委員会では、不要なカードについては返納ケースを想定し、マニュアルに返納手続を記載している。 (改善提案) 交通系 IC カードの横領等の事故及び事務職員の事務負担を軽減させるため、各学校に対して、利用実績のない交通系 IC カードは積極的に返納促進を実施されたい。 (教育委員会職員課)	【措置済 (令和 3 年 4 月 9 日通知)】 交通系 IC カードについては、令和 2 年 8 月に各学校に対し、利用実績及び今後の利用予定を確認し、使用見込みがない学校については返納 (保管転換) を促した。同年 11 月に回収済み。

(2) 債権管理 (未収金)、学校徴収金等の管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見Ⅳ-2-(2)-1】学校徴収金の管理について 保護者等から徴する学校徴収金と給食費は、給食管理システムによって合わせて口	【措置済 (令和 3 年 10 月 1 日通知)】 学校徴収金の管理については、事務負担の軽減を目的としたシステム開発計画について、情報システム審査会に諮ったところであ

座振替ができる仕組みが構築されている。 そのうち、給食費は平成 21 年 9 月から公会計化し、収納分については市の歳入に計上することから、学校事務職員の業務の負担軽減につながっている。 一方で、同じ徴収の仕組みが設けられているにもかかわらず、学校徴収金については公会計化が行われていない。 学校徴収金と給食費は、学校がその直接の受益者から徴収しているという点で同じ性格を有するものである。 しかし、学校徴収金と給食費では、保護者等から徴収する金額決定プロセスにおいて相違がある。 給食費の保護者負担額は、食材料費相当額のみを徴するものとして徴収されるもので、小学校、中学校及び特別支援学校の各部で一律の金額が設定されている。 それに対し学校徴収金は、各学校において担任教職員等が学校教育に必要な教材、学外学習の交通費等を選定するため、各学校、学年ごとに異なる金額を徴収する必要がある。 したがって、学校徴収金を公会計化するためには、各学校、学年ごとに異なる費目の積算、集計処理が可能となるシステムの機能追加が必要になることが想定される。また、学校徴収金の公会計化と同様、一般会計への歳入歳出予算への編入や私会計時の債権継承、条例・規則の整備等の準備が必要となるなど、公会計化に向けた事務負担は大きい。 しかし、学校徴収金の管理業務は各学校における事務において大きな負担である。特に、学校徴収金に滞納が生じた場合の事務は、学校と保護者との信頼関係にも影響	る。引き続き、学校徴収金事務に関する効率化に向けた各種の手法等の検討や他都市の公会計化の状況や効果の研究、教材等の見直しを進めていく。なお、教材費の業者支払について、金融機関に出向かずに振込が可能となるデータ伝送システムを令和 4 年度までに導入できるよう金融機関と協議中である。
--	---

を与えるため慎重な対応が求められ、事務職員、教員、特に校長・教頭等管理職の業務負担が非常に大きい業務である。 その一方で、業務負担に対して僅少な滞納金額にもかかわらず回収を徹底することは、購入した学用品等の代金を受益者に負担させることは当然のこととして、納付を済ましている保護者との不公平な取扱いを発生させないために重要であると考えられているからである。 また、学校徴収金を財源に学用品等を購入する場合、児童等に一斉に引き渡すため、取引業者は発注数量全てを支払に先立って納品することになる。 滞納が生じた場合、取引業者へは請求額に対して未納者分を除いた額で支払うこととされているため、滞留によって生じる不利益（入金が遅れることによる経済的不利益、及び、一部未納金の回収管理事務が生じる不利益）は取引業者が負担することになる。 さらに、学校徴収金は遠足等校外活動に必要な交通機関運賃を徴収することになるが、未納が生じている保護者の児童が出席した際に、未納を理由に参加させないとの判断を、引率担当の教職員に求めるのは、教職員による未納額の立替を誘引することになる。 なお、国は学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、公会計化等による、学校負担軽減の取組みを推奨している。 （改善提案） 学校負担の軽減を目的として、学校徴収金となっている事案自体の可否や代替方策の有無の精査等を更に進められたい。	
---	--

また、学校を経由せずに保護者と業者間との支払い、徴収方法や、徴収金管理システムの構築、児童手当からの充当、公会計化等あらゆる角度から検討されたい。 なお、公会計化に関しては、教師の士気や教育内容の充実強化の支障とならないように配慮しつつ、法的根拠など憲法や地方自治法との関係整理も含めて検討を進められたい。 (教育委員会学務支援課)	
【指摘事項Ⅳ-2-(2)-1】修学旅行に関する旅行業者選定について 修学旅行に関する旅行業者選定に際し、見積依頼業者からの企画見積書の記載水準に大きな差があり、選定委員による詳細な比較検討が困難な状況で選定評定表による選定が行われていた。(照葉小学校) 旅行業者決定までの流れは以下のとおりであり、学校は業者選定ルールに従った手続きを行っている。 (令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書 P365 参照) このような結果となったのは、上記③について、3社の旅行業者から企画見積書が提出されたが、そのうち1社(A社)は仕様書の項目それぞれについて説明が記載されたものであり、残りの2社(B社及びC社)は、仕様書の項目に対する説明が明らかではなく、行程表と見積金額の簡単なものであった。 選定されたA社は、評点が一番高く、見積金額も最低金額となっている。 しかし、「教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保などの面からも十分検討」という視点からは、複数業者からの企画内容の十分な比較検討ができていない。なお、選定	【措置済 (令和3年4月9日通知)】 教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分に検討した上で、業者選定を行うよう令和2年7月に学校へ指導した。 なお、新たにチェックシートを作成し、仕様書の各項目について、確認できるようにした。

委員の一人は「見積もりとして持ってくるのには雑すぎる」として B 社 C 社ともに 0 点として評価している。 (是正の方向性) 修学旅行の業者選定については、経費負担、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分な検討を行うことができるよう、仕様書の各項目について記載された企画見積書が提出されたうえで行うよう、学校へ指導されたい。 (教育委員会学務支援課)	
---	--

3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況についての視点に関する監査結果

(1) 学校における労務管理の状況

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見Ⅳ-3-(1)-1】学校外の勤務状況について 教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査を行っていない。また、令和元年度に市立学校において順次導入されているフリーソフトを利用した出退勤時間記録システムは、在校時間（勤務校に出勤してから退勤するまでの時間）に基づいて勤務時間を把握するものであり、学校外の勤務状況について把握することを想定した運用となっていない。 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、「校外での勤務時間を外形的に把握」したうえで教職員の「在校等時間」を把握することとしている。 これは、給特法が定める所定の勤務時間外に行われる「超勤 4 項目」以外であっても、校務として行うものについては、学校教育に必要な業務として必要な業務として勤務していることに変わりないため、その勤務場所を問わず勤務管理を行うことが、	【措置済（令和 3 年 4 月 9 日通知）】 令和元年 12 月に給特法が改正され文部科学省のガイドラインが法的根拠をもつ指針に格上げされたことを受け、福岡市教育委員会においても上限方針を策定したうえで、学校外の勤務状況については、在校等時間を含むことを各学校長へ周知するとともに、校外活動における行程表や出張復命書、特殊勤務手当実績簿をもって従事時間を計測のうえ出退勤管理ツールを活用し、勤務時間管理を行うよう、令和 2 年 3 月に発出した通知文や Q&A により周知した。

学校における働き方改革に不可欠であるとの認識に基づくのである。 なお、市立学校においても部活動の練習、競技大会出場等による学外活動が行われており学外での校務が行われている実態は確認された。 (改善提案) 教育委員会は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、例えば、部活動の活動記録や出張の行程表などをもって、学校外での勤務実態を把握できる仕組みの構築に努められたい。 それに際しては、関係する教職員に「給特法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は教師が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理され、この時間については勤務時間管理の対象にはならないという誤解」を生じさせること、もしくはその継続をさせることのないようにしなければならない。 「在校等時間」として勤務時間管理の対象とする業務の明確化とその教職員への周知を行うことが必要である。 (教育委員会労務・給与課)	
【意見Ⅳ-3-(1)-2】自宅持ち帰り業務について 教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査が行われていない。そのため、教職員が自宅に持ち帰って行う業務の実態について把握できていない。 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、「持ち帰り業務」については「在校等時間」に含まれず勤務管理の対象外となっている。 一方で、国が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)においても、「学内勤務時	【他の方法で対応(令和3年4月9日通知)】 自宅持ち帰り業務については、リスク管理の観点から、以下のとおり、より直接的な対応を行うことが妥当であると判断した。 上限方針を形式的に遵守することのみが目的化し持ち帰り業務の時間が増加することはあってはならないこと、また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であること等について令和2年3月に各学校長宛てに通知した。 加えて、令和2年9月にUSB(A-Locky)の使用を令和2年10月末までとすること、

間」「持ち帰り業務時間」がそれぞれ把握されており、一定程度、持ち帰り業務の勤務実態が認識されている。 また、往査した学校における「情報資産外部持ち出し等チェックシート」の通査の結果、自宅での持ち帰り業務が行われている実態は確認された。 「持ち帰り業務」という勤務実態がある中で、その内容や時間規模が認識されない状況では、以下のリスクが発生すると考えられる。 ・ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示す勤務の上限目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加する。 ・ 上記の目的で持ち帰り業務を行う場合には、本来校内において行うべき機密性の高い業務が行われる蓋然性が高くなる。それに伴い、正当な理由に基づく情報資産の外部持ち出しが困難となり、ルールに基づく決裁、情報資産の外部持ち出し方法がなされず、情報漏洩リスクが高まる。 ・ 持ち帰り業務をせざるを得ない介護や育児などの事情がある教職員への対応等に向けた基礎データが得られず、教職員のテレワークの在り方等勤務環境についての改善が適時適切に図られない。 (改善提案) 持ち帰り業務に関するリスクに対応するため、その勤務実態について把握することを検討されたい。 (教育委員会労務・給与課，総務課)	および通常の USB 利用を校内に限定することを各学校長宛てに通知し、業務の持ち帰りにおける情報漏洩リスクを軽減した。 なお、福岡市教育委員会では、学校の負担軽減のため、調査照会の統合や削減に取り組んでいるところであり、持ち帰り業務の実態については、学校の負担増加にならないように留意しつつ、必要に応じて把握に努めている。
--	---

【意見Ⅳ-3-(1)-3】地域等との関わり方について 往査した学校全てにおいて夏祭り、運動会等の地域行事やPTA活動に対し学校長、管理職教員等が参加している実態があった。 当該行事へは過去から継続して学校からの参加者を出しているが、学校からどの立場で参加しているのかという明確な整理が行われていない。 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、地域住民等の立場として地域活動に参加している時間は「在校等時間」には除かれるものとして示されている。 一方で、教育委員会が平成28年度に実施した「業務改善アンケート」によれば、校長、教頭等管理職の終業時刻後の主な従事業務の上位に「地域との調整」「PTA関係」が入り、かつ、負担に感じている業務として「保護者・地域からの要望等への対応」が挙げられている。 国は、学校における働き方改革の一環として学校業務の役割分担・適正化を行うことを求めている。その中に今まで学校が担ってきた業務のうち「基本的には学校以外が担うべき業務」については、学校からそれ以外に業務分担することを求めている。 その現場対応を担うのが学校長等の管理職であり、単に各種行事に地域住民としての立場で参加するのではなく、学校と保護者・地域団体との役割分担を理解・推進していくための学校渉外担当としての立場・役割として参加するのであれば、学校教育に必要な業務として認識するべきである。	【他の方法で対応（令和3年4月9日通知）】 学校と地域や保護者との連携等については、教育基本法第13条にも規定されており、学校を運営するに当たり極めて重要であると中央教育審議会からも示されている。その上で、各学校長が地域等の実情を踏まえ必要な連携を行い、学校だけでなく地域や保護者とともに子どもたちの育成を行っている状況である。 そのため、学校の業務として地域と関わる範囲を教育委員会において画一的に設定することは困難であり、各学校と地域との関係の中において個々の実情に応じて判断すべきものであり、各々、学校職員として地域等と必要な連携を行っているものと考えている。 地域等に対しては、学校長も含めた学校職員の働き方改革の取組みへの理解を得るため、業務改善実施プログラムを含めた働き方改革の取組みをホームページ上で公表するとともに、毎年度、学校閉庁日や定時退校日などの取組みについて周知しているところであり、引き続き、地域等の理解を一層深めていくため周知を行っていく。
--	--

(改善提案) 教育委員会は、学校長等管理職が担うことのできる業務範囲、業務量及び責任を明らかにする一環として、地域等との関わりに係る学校長等の立場を整理することを検討されたい。 (教育委員会労務・給与課)	
【意見Ⅳ-3-(1)-4】業務改善の取組みの徹底について 監査手続として実施したアンケートの結果、学校閉庁日における勤務状況確認、定時退校日の設定、部活動休養日の設定について、実施されていない旨の回答があった。 (改善提案) 長期間勤務解消に向けた取組を推進するため、各学校に周知徹底を行い、100%の実施に努められたい。 (教育委員会労務・給与課、生徒指導課)	【措置済（令和3年4月9日通知）】 令和2年5月に定時退校日の徹底などについてあらためて各学校長宛てに通知するとともに、より学校が実施しやすい環境を整えるため、令和2年6月に学校閉庁日や定時退校日の取組みについて保護者や地域向けに周知文書を作成・配布を行うとともに福岡市のホームページにおいて掲示し、広く啓発を行った。 また、各学校長宛てに部活動の活動時間や休養日の設定について通知し、部活動ガイドラインの更なる徹底を図った。

V 市の学校教育全般に関する意見【総合意見】

1 教育委員会の学校現場サポートの強化について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【総合意見】 教育委員会は、学校における働き方改革の推進に向けて、国の推進に先んじて学校給食費の公会計化、「共同事務執行体制」、「教職員の業務改善のための実施プログラム」等を行ってきた。 その一方で、わが国で一般的に認識されている重要な課題である学校外の勤務状況を把握するための調査が未実施であり教職員の負担全容解明に踏み込んでいない。	【措置済（令和3年4月9日通知）】 福岡市教育委員会では第2次教育振興基本計画において教員が子どもと向き合う環境づくりを施策に掲げ、教員の長時間勤務の解消及び業務改善に向け様々な取組みを行っている。 意見にある校外活動についても、令和2年度から在校等時間に含めて管理を行うよう各学校長に通知しているところであり、出退勤管理ツールを活用し勤務時間管理の徹底

また、市の教育現場単独では対応が困難な学校備品管理等の課題について、教育委員会は現行ルールに基づく指導等の支援は実施しているが、教職員の業務負荷を踏まえた抜本的な課題解決に向けた対応がなされているとはいいがたい。 (改善提案) 学校教育の充実は、都市としての魅力の大きな要素であると考え。それを担う教職員の勤務状況を改善し再び魅力ある職場として認識されるようになるため、教育委員会は、学校現場における課題認識を積極的に行い、学校における働き方改革を強力に推進することを検討されたい。 (教育委員会労務・給与課)	を図っている。 また、これまでの取組みに加え、令和元年12月に文部科学省から公表された学校の働き方改革のための取組状況調査の結果において示された効果が大きいと考えられる取組みを参考に、令和2年度からは新たに自動音声メッセージ機能付き電話の整備やスクール・サポート・スタッフの配置などの取組みも行っているところである。 今後とも、学校における課題を把握しながら効果的な取組みを行い、更なる学校の働き方改革の推進を図り、教員が子どもたちに深く関わり、指導に専念できる環境づくりを進めていく。
---	--